

大阪賃金問題研究会会則

（目 的）

第 1 条 本会は、労働者の高齢化、就業形態の多様化、パートタイム労働者の増加等の経済・社会の著しい変化に対応するため、賃金・退職金制度の見直しをはじめ、人事・労務管理全般に関する整備、改善について、研究および情報交換を行い、会員企業の発展ならびに実務担当者の資質向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第 2 条 本会は目的を達成するため、次のことを行う。

賃金・退職金問題等に関する研究会の開催
人事労務管理全般に関する情報の交換
その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会 員）

第 3 条 本会の会員は、原則として大阪府下に本社または管理部門を有し、会の目的に賛同して参加を希望する企業とする。

また、元会員企業担当者、有識者等で参加を希望する個人も会員とすることができるものとする。

2 本会に入会、または退会する場合は、会長にその旨届け出るものとする。

（役 員）

第 4 条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名
副 会 長 若干名
幹 事 若干名（会計 1 名を含む）
会計監査 2 名

2 役員の選任方法は、次によるものとする。

幹事および会計監査は、会員の中から会員の互選によって選出する。

会長は、幹事の互選によるものとする。

副会長、会計は、幹事の中から会長が指名する。

3 役員の任期は、2 年とする。

（会長、副会長）

第 5 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 会長は、総会および幹事会を招集し、議長を務める。

第 6 条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。

(顧 問)

第 7 条 第 4 条第 1 項の役員のほかに本会に顧問を置く。原則として会長退任者が顧問に就くものとし、本会運営に関する提言および支援等を行う。

(総 会)

第 8 条 本会の決議機関は総会とする。

第 9 条 総会は、会員数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、議事は出席者数の過半数により決する。

第 10 条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

本会設置・運営要項および本会々則の改正

幹事および会計監査の選任

本会の事業計画および予算案の承認

決算の承認

その他本会の運営上重要な事項

(幹事会)

第 11 条 本会の円滑な運営に寄与するため幹事会を設け、次のことを行う。

総会等の開催、総会に提出すべき議事等の協議、立案および決議

研究テーマの検討、予算の執行、その他本会運営上重要な事項の協議、立案および決議

2 幹事会は、会長、副会長および幹事（以下「基礎構成員」という。）をもって構成し、会計監査ならびに顧問も出席し意見を述べることができる。

3 幹事会は基礎構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数により決す。

なお、会計監査ならびに顧問は議決権を有しない。

(会 費)

第 12 条 本会の維持、運営のため年会費を 15,000 円(個人は 5,000 円)とし、年度当初に納入しなければならない。

なお、既納の会費は事由の如何を問わず、これを還付しない。

2 特に必要のあるときは、幹事会の決議により臨時の会費を徴収することができる。

(会 計)

第 13 条 本会の会計は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(その他)

第 14 条 本会則に特に定めのない事項は、要綱の定めるところによる。